平成２１年（フ）第１５９９号
京都市伏見区深草フチ町10番地の５
債務者　池田　邦之
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６０８号
京都市下京区堀川通松原下る柿本町573番地ライオンズマンション堀川905
債務者　洲﨑　千年
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
鳥取県倉吉市米田町２丁目86番地　グランドハイツ91、住民票上の住所鳥取県倉吉市中河原530番地１
債務者　福井　孝良
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６５号
鳥取県倉吉市米田町２丁目86番地　グランドハイツ91、住民票上の住所鳥取県倉吉市中河原530番地１
債務者　福井　満子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６６号
鳥取県倉吉市米田町２丁目86番地　グランドハイツ91、旧住所鳥取県倉吉市中河原530番地１
債務者　福井　伸久
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１９号
鳥取県鳥取市若葉台南２丁目12番25号
債務者　米花　大雅
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２５号
鳥取県倉吉市小鴨1350番地８、旧住所鳥取県倉吉市明治町２丁目６番地２
債務者　上田　周二
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
鳥取県鳥取市秋里1321番地　フローラル秋里203号、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉成1031番地
債務者　中谷　有志
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５４号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住４－６
債務者　藤森　純一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８５号
鳥取県米子市観音寺新町５丁目２番12―602号
債務者　定常　摩耶
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第５７８号
岡山市東区城東台東２丁目３番８号
債務者　吉田　久子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７号
広島県尾道市向島町630番地
債務者　佐藤　　渉
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
広島県三原市須波西町3228番地１
債務者　藤田　雅夫
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
広島県尾道市高須町5762番地14
債務者　沖森　信治
1　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
愛媛県松山市古三津３丁目18番10号　入本茂美方
債務者　井田　　護
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４２号
愛媛県松山市南高井町233番地
債務者　川本　進郎
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５７２号
愛媛県松山市中村３丁目１番58号　中梅荘５号
債務者　吉岡　節子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
松山地方裁判所